

8つの重点政策課題

福祉社会の基盤づくり

1

重点政策課題

■ 課題内容

人生80年時代が定着し、生涯にわたって、生き生きとくらせる社会の実現が望まれています。しかしながら、年齢や疾病による身体機能の低下などにより、介護を必要とする状況が生じる不安は、誰もが等しく持っています。

今後、少子・高齢社会が進む中で、家族の構成員数がさらに減少し、高齢者世帯が増えるなど、家族の介護能力が低下していきます。高齢者など介護を必要とする人々が住み慣れた地域でくらし続けていけるようにするために、介護を社会的に支援し、地域で自立した生活ができるよう、社会のしくみを転換していくことが求められています。

そのために、在宅でも安心してくらしていける福祉社会の基盤として、保健・医療・福祉のサービスが相互に関連し、地域で一体的に提供される社会システムを構築するとともに、このような地域ケアシステムを支える人材の養成、確保をめざします。また、住宅や都市の施設などの持つ壁を改善し、高齢者や障害者が積極的に社会参加し、生き生きとしたくらしができるまちづくりをめざします。

■ 政策展開の方向

社会システムの整備――

《重点プロジェクト》

地域ケアのしくみづくり――

- ・保健・医療・福祉のサービスの提供システムづくり
- ・相談・指導体制の充実
- ・在宅サービス提供拠点の整備
- ・多様なサービス提供主体の活動支援

人材の育成――

《重点プロジェクト》

保健・医療・福祉の人材づくり――

- ・保健・医療・福祉人材養成の新拠点整備計画の策定
- ・保健・医療・福祉人材の養成、確保
- ・現任者教育の充実と専門性の向上
- ・定着対策の充実

高齢者・障害者支援技術の開発と普及――

新分野の研究の推進

〈関連主要施策〉

- ・生活関連の先導的研究の推進

研究成果の普及と事業化への支援 〈関連主要施策〉

- ・生活関連の研究成果の普及

使いやすい福祉機器の普及と研究開発の促進 〈関連主要施策〉

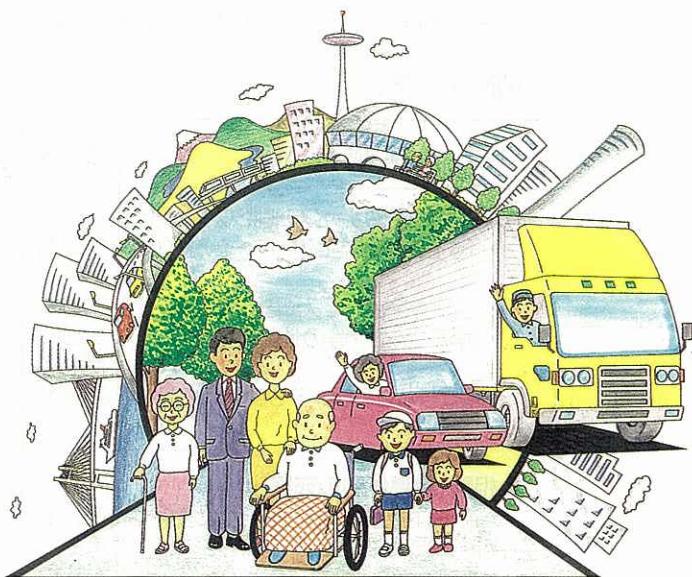
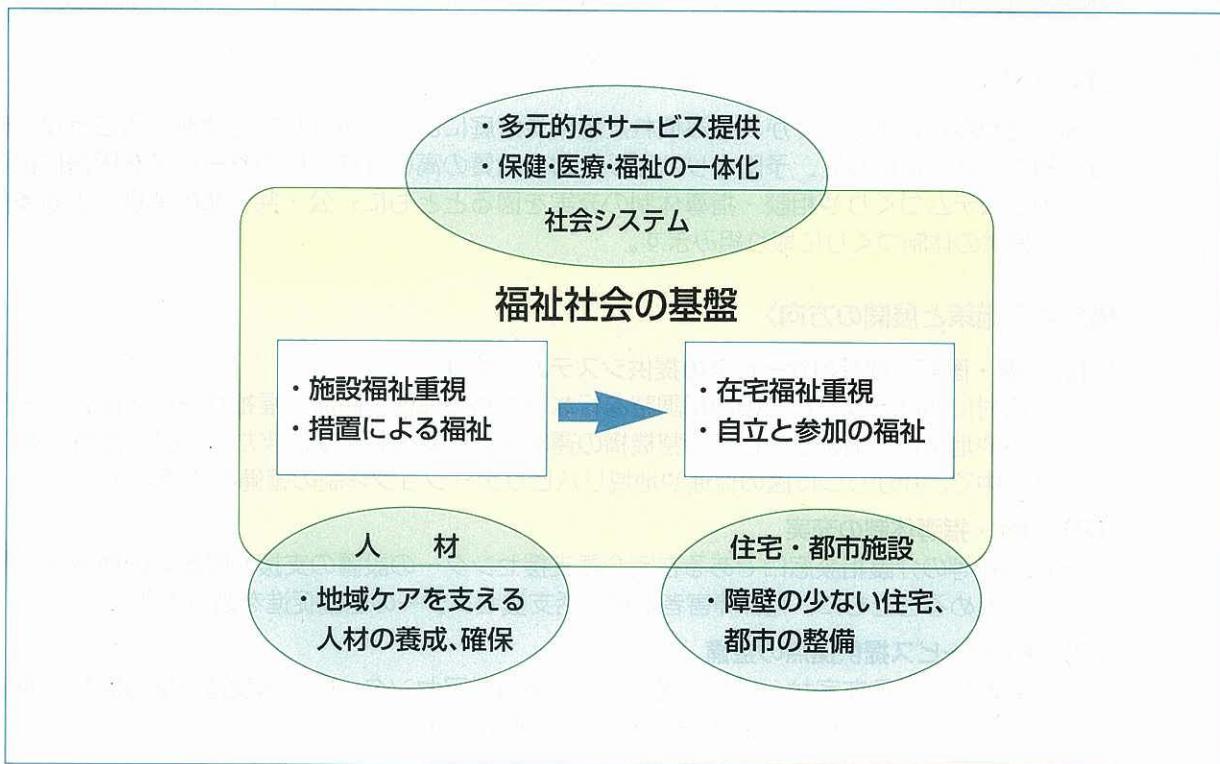
住宅・都市施設の整備――

《重点プロジェクト》

福祉のまちづくり――

- ・福祉の街づくり条例の推進及び啓発普及
- ・福祉に配慮した具有施設の整備
- ・福祉に配慮した公共的施設の整備促進
- ・福祉のまちづくりモデルの推進
- ・高齢者・障害者等の住宅の建設や改造の促進及び相談体制の整備
- ・人にやさしい道路及び都市公園の整備

■ 概念図



福祉のまちづくりイメージ



介護セミナー

重点プロジェクト

地域ケアのしくみづくり

1

重点政策課題

〈ねらい〉

高齢者や障害者等の人々が、住み慣れた地域や家庭において自立した生活を送ることができるよう、個人の状況に応じて、予防とリハビリを含めた質の高い介護・医療サービスを円滑に提供するためのシステムづくりや相談・指導体制の充実を図るとともに、公・共・私との連携による多様なサービス提供の体制づくりに取り組みます。

〈構成する施策と展開の方向〉

(1) 保健・医療・福祉のサービスの提供システムづくり

- 市町村におけるサービスの利用調整を行なうための保健・医療・福祉サービス提供チームの設置促進や地域保健福祉サービス調整機構の運営充実を支援します。また、保健・医療・福祉が連携する中で、かかりつけ医の促進や地域リハビリテーション体制の整備を進めます。

(2) 相談・指導体制の充実

- 高齢者等の介護相談窓口である在宅介護支援センターの設置の支援や障害者の地域支援体制の整備を進めるとともに、精神障害者地域生活支援センターの整備促進を図ります。

(3) 在宅サービス提供拠点の整備

- 市町村における在宅サービスの提供拠点であるケアセンターの整備促進を図るほか、地域の健康づくりを担う市町村保健センターの整備を支援します。

(4) 多様なサービス提供主体の活動支援

- 民間福祉サービスの振興や市民参加型団体の活動を支援します。

〈実施プログラム〉

構成施策	主 体	施 策 実 施 年 度						5年間計(1997~2001)
		97	98	99	00	01	02以後	
(1) 保健・医療・福祉のサービスの提供システムづくり	市町村							日常生活圏域におけるサービスの利用調整 146チーム設置(延べ171チーム)
・保健・医療・福祉サービス提供チームの設置促進	市町村							市町村域におけるサービスの利用調整 35市町村
・地域保健福祉サービス調整機構の運営充実	県、市町村、民間							かかりつけ医モデル事業の実施、地域医療連携の促進
・病院・診療所等の連携の促進	県、市町村							推進体制整備支援 6地域
・地域リハビリテーション体制の整備								
(2) 相談・指導体制の充実	市町村							88か所設置(延べ171か所)
・在宅介護支援センターの設置促進	市町村							療育拠点機能1か所・療育等支援機能7か所(延べ13か所)
・障害児者地域支援体制の整備	県、市町村							地域生活支援センターの整備 10か所
・精神障害者地域支援体制の整備促進	市町村、民間							
(3) 在宅サービス提供拠点の整備	市町村、民間							78施設整備(延べ239施設)
・ケアセンターの整備促進	市町村							未設置の12市町村等で整備
・市町村保健センターの整備促進								
(4) 多様なサービス提供主体の活動支援	民間							福祉サービス基盤整備・市民参加型団体等に対する研修事業支援
・民間福祉サービスの振興	県、市町村、民間							苦情処理システムの整備
・苦情処理システムの整備								

〈ねらい〉

保健・医療・福祉サービスの担い手となる人材の養成、確保を積極的に進め、人材を量的に確保するとともに、生涯にわたる研修体系の整備や現任者教育の充実により、高度化、多様化する保健・医療・福祉を担う専門性の高い人材づくりを進めます。

また、そのために、総合的な人材養成のための新拠点の整備を図ります。

さらに、資質の高い人材の確保や定着化をめざした、働きやすい職場の環境づくりや魅力ある職場づくりを支援します。

〈構成する施策と展開の方向〉

(1) 保健・医療・福祉人材養成の新拠点整備計画の策定

- 保健・医療・福祉を視野に入れた総合的な人材を養成・育成する新たな拠点を整備します。

(2) 保健・医療・福祉人材の養成、確保

- 看護職員や理学療法士等の養成施設の整備促進により、保健医療人材の養成確保の強化を図ります。
- ホームヘルパー養成研修の拡充や県福祉人材センターの機能の充実等により、福祉人材確保対策の強化に取り組みます。

(3) 現任者教育の充実と専門性の向上

- 看護職員や理学療法士などの保健医療人材の卒後教育体制の充実強化を図ります。
- 福祉人材研修の体系的推進や地域展開の促進を図り、新しい福祉ニーズに対応できる専門性の高い人材の養成等現任者教育を充実強化します。

(4) 定着対策の充実

- ナースステーション等の改善や院内保育の促進等により、看護職員等の勤務環境の改善を図ります。
- 社会福祉事業従事者の福利厚生等勤務環境の向上を図るために、社会福祉施設等への支援を行います。

〈実施プログラム〉

構成施策	主 体	施 策 実 施 年 度						5年間計(1997~2001)
		97	98	99	00	01	02以降	
(1) 保健・医療・福祉人材養成の新拠点整備計画の策定	県							基本構想、基本・実施計画等の策定
(2) 保健・医療・福祉人材の養成、確保	民間							
・養成施設の整備促進	県							看護婦等養成施設整備 2施設
・看護人材再就業の促進	県							理学療法士等養成施設の整備 2施設
・ホームヘルパー養成研修の拡充	県							再就業のための研修の実施
・県福祉人材センターの機能の充実	県							2,044人(常勤換算)確保するための養成研修の実施 福祉人材情報システムの整備、潜在福祉人材の就労促進
(3) 現任者教育の充実と専門性の向上	県、民間							
・卒後教育の充実強化	県							看護教育大学校教育課程の充実、 理学療法士等の研修の実施
・専門性の高い人材の養成	県							ケアマネージャー、地域リハビリコーディネーター等の養成
・福祉人材研修の体系化と地域展開の促進	県							研修総合調整機能の強化、地域保健技術研修、訪問看護要員教育の実施
(4) 定着対策の充実	民間							
・院内保育の促進	民間							院内保育・共同保育施設整備の促進
・社会福祉従事者の勤務環境の向上	民間							福利厚生費助成、休暇等取得支援

重点プロジェクト

福祉のまちづくり

3

重点政策課題

<ねらい>

1996年（平成8年）4月に施行された「神奈川県福祉の街づくり条例」を基本として、県民全体の意識の醸成を図るための普及啓発、県、市町村、民間の施設及び交通環境の整備など、福祉的配慮のされたまちづくりを推進します。

<構成する施策と展開の方向>

(1) 福祉の街づくり条例の推進及び普及啓発

- ・福祉の街づくり協議会を軸としたシンポジウム等の開催や、業種別ガイドブック、広報誌紙の発行を行います。

(2) 福祉に配慮した県有施設の整備

- ・不特定多数の利用度が高い施設の適合調査や、緊急度に応じた改修を検討します。

(3) 福祉に配慮した公共的施設の整備促進

- ・不特定多数の利用度が高い施設について、緊急度に応じた改善指導の実施と支援に取り組みます。

(4) 福祉のまちづくりモデルの推進

- ・市町村や民間事業者が行うまちづくりに対しモデル地区指定を行ない、その整備を支援するほか、民間企業との連携により、住宅のバリアフリー化の啓発普及を進めます。

(5) 高齢者・障害者等の住宅の建設や改造の促進及び相談体制の整備

- ・高齢者や障害者等の住宅の建設・改造に係る相談体制の整備や、公営・公社住宅における高齢者等に配慮した住宅の建設・改善の促進を図ります。

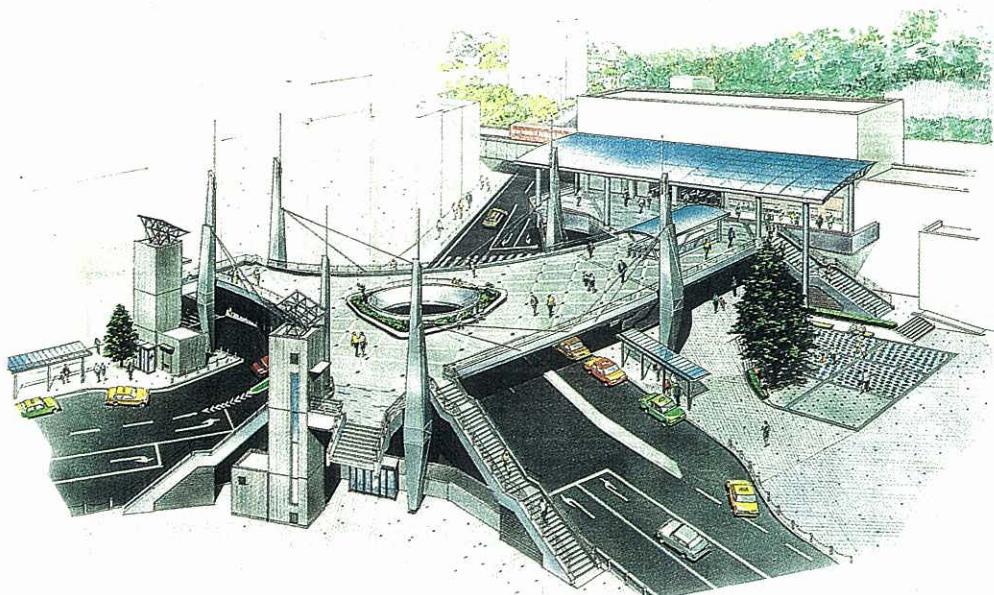
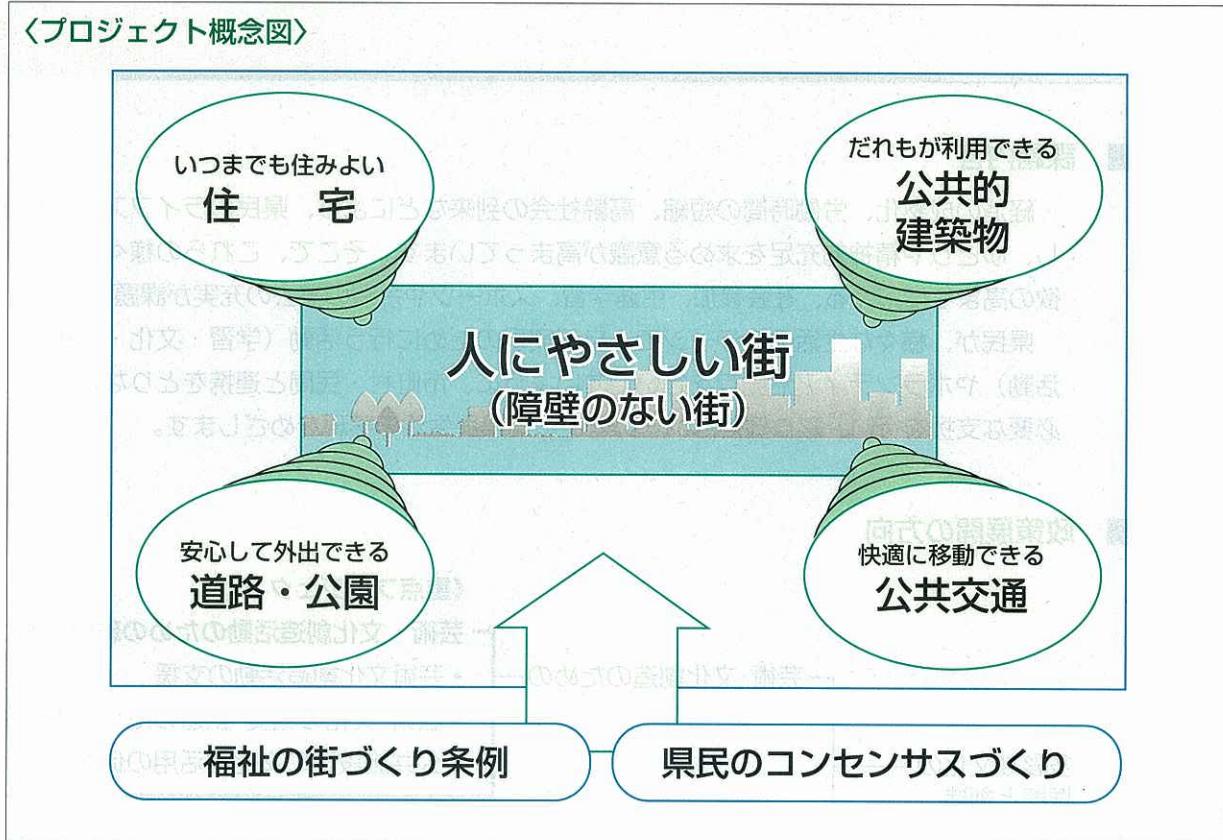
(6) 人にやさしい道路及び都市公園の整備

- ・段差のない歩道等の整備を進めるとともに、バリアフリーのモデル公園の整備等に取り組みます。

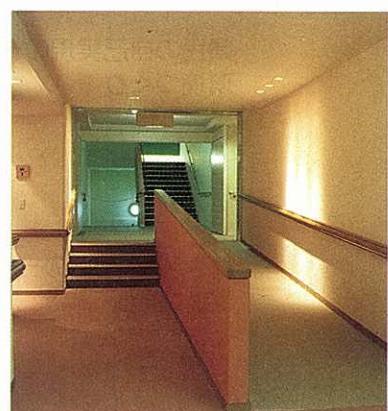
<実施プログラム>

構成施策	主 体	施 策 実 施 年 度						5 年 間 計 (1997 ~2001)
		97	98	99	00	01	02	
(1) 福祉の街づくり条例の推進及び普及啓発	県							優良施設の表彰・ガイドブック作成
(2) 福祉に配慮した県有施設の整備	県							調査検討
(3) 福祉に配慮した公共的施設の整備促進	市町村・民間							整備促進方策の検討・実施
(4) 福祉のまちづくりモデルの推進	市町村・民間							モデル地区整備計画策定費補助
・モデル地区の推進	民間							モデルハウス設置による住宅・福祉機器の普及
(5) 高齢者・障害者の住宅の建設や改造の促進及び相談体制の整備	県、市町村							
・相談体制の整備	県、市町村							
・高齢者住宅改造の促進	県							
・高齢者・障害者向け公営住宅の建設・改善の促進	県住宅供給公社							
・ケア付高齢者住宅の建設促進								
(6) 人にやさしい道路及び都市公園の整備	県							段差の解消・幅広歩道の整備
・段差のない歩道等の整備								モデル公園（辻堂海浜公園）の整備、バリアフリーの推進
・公園施設のバリアフリー化								

〈プロジェクト概念図〉



エレベーター付ペデストリアンデッキ
(横須賀中央駅前広場完成予想図)



ケア付高齢者住宅